

医療制度上の課題として、第8次医療計画策定へ積極的に関わり、在宅医療及び医療と介護の連携に加え、新興感染症対策も必要です。また、地域医療構想と医師確保、特に診療科偏在と離島診療所における医師確保は重要な課題になりつつあります。医師の働き方改革は医療現場の実情に鑑み、救急医療・地域医療・周産期医療の破綻が生じないように、日医と連携して進めて行きたいと思っております。外来機能報告制度や紹介受診重点病院等は、医療圏別の地域医療調整会議で進めて行きたいと思っております。

新しい役員は、若きホープ田名毅先生を副会長に配し、加えて中部地区医師会長の中田安彦先生も新理事として参加していただきます。新監事の幸地賢治先生には、たくさんのアドバイスをいただきたいと思っております。副会長3期6年

を含め14年間にわたる医師会活動を支援していただいた宮里善次副会長は勇退されますが、玉城知事とのパイプ役も含め、いつも適切な御助言をいただき心より感謝申し上げます。健康には留意され、今後とも我々を御指導ください。また、7期14年監事をなされ、いつも遠い所から理事会に御出席いただいた名嘉恒守先生には心より感謝申し上げます。

最後に、諸課題が山積していますが「県民の健康と命を守るため」、「医学医療の発展普及に寄与するため」、新役員及び職員一同一丸となって、頑張る所存でございます。

代議員・会員の皆様のさらなる御支援、御指導をよろしく申し上げ、就任の御挨拶といたします。

## お知らせ

### 沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出産・育児	研修医	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	初期研修医	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例：平成29年4月1日に出産した場合→平成30年度が減免	医師法に基づく研修医の期間	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】 沖縄県医師会 経理課 TEL：098-888-0087